

議員提出議案第17号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月24日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	島田	敏光
	同	山田	耕平
	同	奥山	たえこ
	同	小松	久子
	同	川原口	宏之
	同	岩田	いくま
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	渡辺	富士雄
	同	井口	かづ子

杉並区議会議長 藤本 なおや 様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「909,000円」を「907,200円」に改め、同表副議長の項中「779,000円」を「777,400円」に改め、同表委員長の項中「647,000円」を「645,700円」に改め、同表副委員長の項中「620,000円」を「618,800円」に改め、同表議員の項中「599,000円」を「597,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（提案理由）

区議会議員の議員報酬月額を改定する必要がある。

議員報酬月額改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																		
議 員 報 酬	議員報酬月額を0.20%引き下げる。 <table border="1"><thead><tr><th>職 名</th><th>現 行</th><th>改 正</th></tr></thead><tbody><tr><td>議 長</td><td>909,000 円</td><td>907,200 円</td></tr><tr><td>副 議 長</td><td>779,000 円</td><td>777,400 円</td></tr><tr><td>委 員 長</td><td>647,000 円</td><td>645,700 円</td></tr><tr><td>副 委 員 長</td><td>620,000 円</td><td>618,800 円</td></tr><tr><td>議 員</td><td>599,000 円</td><td>597,800 円</td></tr></tbody></table>	職 名	現 行	改 正	議 長	909,000 円	907,200 円	副 議 長	779,000 円	777,400 円	委 員 長	647,000 円	645,700 円	副 委 員 長	620,000 円	618,800 円	議 員	599,000 円	597,800 円
職 名	現 行	改 正																	
議 長	909,000 円	907,200 円																	
副 議 長	779,000 円	777,400 円																	
委 員 長	647,000 円	645,700 円																	
副 委 員 長	620,000 円	618,800 円																	
議 員	599,000 円	597,800 円																	
施 行 期 日	平成24年1月1日から施行する。																		